

例外的に設置が認められる「特定屋外喫煙場所」とは

以下の条件を全て満たした場合のみ設置が認められています。

①屋外にのみ設置が可能。

②喫煙をすることができる場所が区画されている。

パーティション等で、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があります。

③喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示している。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があります。

標識例については厚生労働省のホームページからダウンロードが可能です。

④施設を利用する者が通常立ち入らない場所である。

例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所以外には設置してはいけません。

設置にあたっては以下の点にご留意下さい。

※特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をして下さい。

※受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則ですので、本措置が設けられたことをもって特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分ご留意下さい。

20歳未満の者は立ち入りは禁止です。

